

1 令和2年度の実施事業について

手話を学ぶ機会の提供等に関する施策

意見内容	市の考え方
<p>「職業人と語ろう」において、「職業人」についてはどういう職種の方なのか。 小学生を対象としているので、職業選択ということでは有用かと思う。具体的内容を伺いたい。</p>	<p>「職業人と語ろう」とは、手話通訳士、消防士、看護師、自衛隊員、保育士、整体師、アロマセラピスト、トリマー、司書など様々な職種の方が、小学生を対象に自身の仕事や経験談を伝えるとともに、職業体験会を行っています。</p>
<p>昨年度の委員会でも述べたが、この事業の概要で、「手話が言語であることへの理解やコミュニケーション手段としての手話の普及…」とあるが、一般市民が学ぶ手話は、「コミュニケーション手段として」学ぶのではなく、「言語として」学ぶべきものとする。 言語として学ぶ中で、コミュニケーション手段としてはこういう方法もある、などと身振りなども含めて学ぶことは考えられるが、事業の骨子として「コミュニケーション手段としての手話」と述べるのは、この推進委員会の根拠となる条例の根幹にかかわる部分を十分反映できていないことになるのではないか。 一般的な英語講座で、「コミュニケーションとして」ではなく、「言語として」英語を学んでいることを考えれば、「手話の普及を図ることにより聴覚障害者とのコミュニケーション手段の獲得に資する」などの文言が適切ではないか考える。</p>	<p>手話はコミュニケーション手段として学ぶものではなく、言語として学ぶべきものであるという点につきまして、事業概要の「手話が言語であることへの理解」という記載において、手話言語、音声言語、いずれも言語であり、コミュニケーション手段であるとの理解のもと、事業を実施しているところです。 手話は日本語や英語などと同様に、文法などの体系をもつ言語であることを理解したうえで、手話を必要とする聴覚障害者とのコミュニケーションの促進を図るため、各種研修等を実施してまいります。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら実施したことは評価できると思う。 受講生の感想や今後の課題があれば知りたい。</p>	<p>手話奉仕員ステップアップ講座については、緊急事態宣言により、講座が中断しています。 講座終了時に、受講生からアンケートを実施し、感想や課題を集めお知らせします。</p>

<p>啓発研修等の講師には、ろうあ協会へ依頼がないが、設置手話通訳者で対応しているのか。</p>	<p>啓発研修等のうち、加古川ろうあ協会に1日手話教室を依頼していましたが、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。 他の研修は設置手話通訳者が対応しています。</p>
<p>啓発活動を市がしていることはありがたいが、市役所の窓口で設置通訳者がいないと困る。</p>	<p>設置手話通訳者については、現在も手話通訳者の募集を行っているところです。 やむを得ず、設置手話通訳者が不在となる際は、筆談や絵図での対応をさせていただく場合があります。 市役所での用件がある際は、お手数ですが、事前にファックスで来庁予定をお知らせください。</p>
<p>また、啓発をするためには、実際にろう者の生の声を聞いてほしい。 ろう者と設置手話通訳者（健聴講師）とのセットで啓発活動をした方が、もっとろう者のことが身近に感じてもらえ、理解が広がると思う。 資料には、「加古川ろうあ協会などに協力を得ながら実施する」と記載があることから、県や加古川ろうあ協会等の団体へ依頼をもらえればよいと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、啓発の内容や方法によっては、ろう者と健聴講師がともに啓発活動を行うことでより理解が広がることと考えますので、今後、加古川ろうあ協会から、1日手話教室のように、ご意見をいただきながら検討します。</p>
<p>手話を学ばれた方が、真剣に前向きに進んでいて欲しい。</p>	<p>手話講座の修了者へ、市内手話サークルや、市の手話通訳者の派遣などの案内を行い、今後の活動につなげていただくよう引き続き働きかけを行ってまいります。</p>

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及に関する施策

意見内容	市の考え方
<p>今後の方向性として小学生へのコミュニケーション手段についての啓発活動は有用であると思う。</p>	<p>職業人と語ろうや福祉学習を通じた、当事者等による啓発活動について、社会福祉協議会と連携しながら、今後も継続していきます。</p>

<p>No.2 障害者コミュニケーション促進事業について 概要に「職員一人一人が障害の特性等を正しく理解し、点字、音声、要約筆記、筆談、絵図、サインなど障害特性に応じ、相手に合わせたコミュニケーションができるように…」とある。ここには手話について触れられていないのは、手話についてはNo.1で取り込まれているから、ということだろうと思われるが、ここで手話についても触れなければ「障害特性に応じ、相手に合わせたコミュニケーションができる」ことにはならないと感じる。事業の枠組みの再検討が必要ではないだろうか。</p> <p>No.4 障がい者差別解消事業（タブレットによる、遠隔手話通訳、筆談等の実施）について手話通訳者や要約筆記者が新型コロナウイルス感染症に感染するリスクを避け、なおかつ聴覚障害者が安心して受診できるようにするための事業であり市の柔軟な対応は喜ばしいことである。ただ、利用者である聴覚障害者も通訳者もタブレット等による遠隔通訳には十分熟達しているとは言えないので、何らかの形での講習やガイダンスが必要であると思われるがいかがだろうか。</p>	<p>ご意見にあるとおり、手話に関する施策については、No.1に記載しており、No.2の障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及に関する施策に記載すると重複になることから記載しておりません。当該施策については、手話以外の障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及に関する施策を実施するものとしているところです。</p> <p>No.4 タブレットによる遠隔手話通訳や筆談等については、聴覚障害がある方を対象として令和2年12月に、市職員と加古川中央市民病院職員により、説明会を実施しています。当面、タブレットによる遠隔手話については、新型コロナウイルス感染症対策としての利用を想定しておりますので、講習やガイダンスについては、今後、当事者団体等から、ご意見をいただきながら、実施の検討を行います。</p>
<p>昨年9月に福祉学習（聴覚障害理解）を実施。平岡小学校4年生と難聴者5名で交流。要約筆記なしで、ボードを使用し、直接コミュニケーションを取る。協会としては、聴覚障害理解・啓発と聴覚障害予防を説明。年1回、同様の行事をお願いしたい。</p>	<p>障害特性に応じたコミュニケーション手段への理解普及に関する事業として、社会福祉協議会が市内小学校へ福祉学習として実施しておりますので、社会福祉協議会へ団体のご意見について、情報提供を行います。</p>
<p>講座の受講生が講座が終わった後にも、障害に対して気づこうとする意識を進めてほしい。</p>	<p>今後も難聴・中途失聴に係る啓発講座などを開催するなかで、継続して意識付けしていただけるよう事業を進めてまいります。</p>

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備に関する施策

意見内容	市の考え方
<p>コロナ禍により、インターネット環境は格段に進んだ。障害のある人の環境整備が進むことを期待する。</p>	<p>加古川中央市民病院と市役所に設置したタブレットの今後の活用状況を踏まえ、インターネット環境を利用した、コミュニケーション支援の環境整備について検討していきたいと考えます。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対策としてタブレットによる遠隔手話通訳や筆談について市内の聴覚障害者に周知しているかどうか。</p>	<p>タブレットによる遠隔手話通訳や筆談については、聴覚障害がある方を対象として、令和2年12月に市職員と、加古川中央市民病院職員により、説明会を実施しています。</p>
<p>「障害福祉のしおり」のルビ付版についてはありがたいが、内容が難しいので、本人の多くが理解することは難しい。日常に目にする身近なものにルビを付けて頂けたら有難い。例えば市役所内の案内板、市からの文書等。</p>	<p>ご意見については、事業実施に当たっての参考とさせていただきます。</p>
<p>タブレット活用はより一層すすめてほしい。対象者は希望者だけなのか。表示はされているのか。わかりやすい事業であってほしい。</p>	<p>現在当課に設置されているタブレットについて、聴覚障がい者の方への筆談での案内、音声認識ソフトの利用など、活用方法について、当事者団体等のご意見をいただきながら、検討していきたいと考えます。</p>

コミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策

意見内容	市の考え方
<p>児童の段階でコミュニケーション支援方法を知ることにより、関心を持つようになることは養成につながるように思う。</p>	<p>No.1手話を学ぶ機会の提供等に関する施策における、職業人と語ろうや、一日手話教室、福祉学習等を通じて、今後も児童の段階でのコミュニケーション支援方法への理解関心を深めてまいります。</p>
<p>手話奉仕員ステップアップ講座の修了生を今後どのように養成していくか、手話通訳者全国統一試験に結び付けるための講座や予算化が必要だと思う。</p>	<p>手話通訳者全国統一試験の合格につなげるため、現在、他市町と合同での手話奉仕員ステップアップ講座を初めて開催しています。修了生の今後の養成については、受講生の感想を踏まえ、県が開催する研修の案内など他市町と協議を行い検討してまいります。</p>

<p>支援者確保として設置手話通訳者2人にしてほしい。窓口へ行っても設置手話通訳者が居ないことがあるので困る。「居ないので諦めて帰った」という声も聞いている。2人体制なら1人が席を外しても、もう1人は窓口対応ができるので安心である。</p>	<p>設置手話通訳者については、随時募集を行っているところです。</p> <p>応募方法について県等のメーリングリストを活用するなどPRに努めます。</p> <p>やむを得ず、設置手話通訳者が不在となる際は、筆談や絵図での対応をさせていただく場合があります。</p> <p>市役所での用件がある際は、お手数ですが、事前にファックスで来庁予定をお知らせください。</p>
<p>「聴覚障がい者を理解する教室」を年1回実施していただきたい。</p>	<p>令和2年度は、加古川市社会福祉協議会が実施する、障害者支援ボランティア活動推進事業において、当事者の主導のもと、聴覚障害を理解し、要約筆記などのコミュニケーション手段や支援方法を学び支援するための研修会を開催しました。</p> <p>今後の実施について、社会福祉協議会と連携し、検討していきます。</p>

2 令和3年度実施事業（案）について

手話を学ぶ機会の提供等に関する施策

意見内容	市の考え方
新型コロナウイルス収束の兆しが見えない中での開催となるので、引き続き三密を回避しながら開催することで進めていただきたいと思います。	新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めながら、感染防止対策（手指消毒、検温、マウスシールド、フェイスシールド、ソーシャルディスタンスの確保等）を徹底したうえで、開催をまいります。

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及に関する施策

意見内容	市の考え方
知的障害者に対するコミュニケーション支援に関する事業が手薄なのではないか。どのような事業を行えばよいのかは十分な知識がないが、例えば、市役所などの公的機関の職員対象に、知的障害者に対する声掛けの方法や、やさしい日本語について、また、条例の対象となるのかは不明だが、発達障害のある人の思考の仕方、物事の捉え方などについての研修を実施するというのはどうだろうか。	障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及について、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。
広報かがわやホームページを使って手話の紹介（単語、会話文）などを定期的に載せ紹介してはどうか。	広報かがわや市ホームページでの手話の紹介について、事業実施の際の参考とさせていただきます。
当事者も積極的に協力していく事は重要である。そのためにも出前講座は必要である。当事者の話ができる機会をたくさん作って、出前講座の機会をうまく利用できるように当事者団体も積極的に動くことが重要である。	当事者から積極的に発信していくことは障害特性の理解に効果的なことと考えます。 市では、地域の民生委員から依頼を受けて、障がい者施策に関する出前講座を行っております。 団体で実施される際に、市から情報提供可能な場合もありますので、ご相談ください。
・ルビ付文書であり、内容もわかりやすい文書であってほしい。	・ルビ付文書については、障害福祉のしおりのルビ付資料の作成を行っています。内容のわかりやすさについては、当事者団体等から、ご意見をいただきながら、検討していきたいと考えます。

<p>・2019年に作成された災害時用のコミュニケーション支援ボードが、ほとんど使われていないように思うので、育成会では本人がボードを理解できるようにするためのワークショップ、本人をとりまく支援者が使い方に慣れるためのワークショップを考案中である。育成会の中で実践しながら、外部へも発信していこうと考えている。</p>	<p>・災害時用のコミュニケーション支援ボードについては、現在、市ホームページでの掲載や、防災訓練などでPRを図っております。</p>
<p>難聴・中途失聴者への手段は文字化された情報が必要不可欠である。外見から障害が見えないため、気づかれにくい。書いて伝えようとする意識と行動が理解の第一歩と考える。</p>	<p>ご意見については、事業実施に当たっての参考とさせていただきます。聴覚障害にかかる啓発や筆談等の対応方法についての啓発講座を今後も継続してまいります。</p>

障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備に関する施策

意見内容	市の考え方
<p>令和2年度には、聴覚の項目があったが、3年度にはなくなっている。タブレットによる遠隔手話等の実施はなくなるのか不安。項目を残し引き続き実施して欲しい。</p>	<p>令和3年度以降も継続して、同様に実施していきますので、事業計画に追記します。</p>
<p>・内容がわかりやすく、ルビも付いた文書の作成をお願いしたい。</p> <p>・指定避難所以外の場所でも公の場所にコミュニケーション支援ボードの設置をお願いしたい。</p> <p>・防災のイベント等行う時には、必ずコミュニケーション支援ボードを使用したりして、もっと啓発して頂きたい。</p>	<p>・ルビ付の文書について、障害福祉のしおりを作成しております。</p> <p>・コミュニケーション支援ボードについては、市内の指定避難所及び特別支援学級のある小中学校などに設置しております。また、市ホームページに掲載し、どなたでもダウンロードでき印刷できるようになっております。</p> <p>・現在、市ホームページでの掲載や、防災訓練などでPRを図っております。</p>
<p>ICTを推進する市として、例えばLINEの活用。学校での環境整備と同じような携帯電話の普及を利用した情報配信をすすめてほしい。利用者には希望により、講座の開催をするべきと考える。(一般者と同席することはむずかしいため)</p>	<p>ICTを利用した環境整備について、令和2年度はタブレット端末による遠隔手話や筆談アプリ、音声認識アプリの導入を行いました。設置したタブレットの今後の活用状況を踏まえ、インターネット環境を利用したコミュニケーション支援の環境整備について検討していきたいと考えます。</p>

コミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策

意見内容	市の考え方
<p>手話奉仕員養成講座（入門）を実施予定となっておりますが、今後（入門）と（基礎）を年間通して開催することを検討していただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、現在、手話奉仕員養成講座は、（入門）と（基礎）は各1年ずつ実施し、2年間かけて修了することとなっております。講座の内容の検討について、当事者団体のご意見をいただきながら、また他市町との協議を行い検討していきたいと考えます。</p>
<p>支援者確保のためには、職業につながる身分保障が必要だと思う。例えば設置手話通訳者を正規職員として採用することや、派遣手話通訳者の派遣単価が高くなると、手話通訳技術の習得が難しくても意欲につながるので、講座を受ける人も増え支援者も増えるのではないかと考える。</p>	<p>今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。 なお、報酬単価等については、他市町の状況を踏まえながら、今後検討していきたいと考えます。</p>
<p>要約筆記支援の対象者も条例策定後活動の範囲（要約筆記支援）も減少している。（家族対応が多い。） 障害者手帳所持者以外にも筆談支援が必要な人もいるため、要約筆記者の派遣範囲を拡大してほしい。</p>	<p>要約筆記者の派遣範囲は、障害者総合支援法など関連法令を踏まえて規定しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>